第2期宮崎県循環器病対策推進計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- ◆ 脳卒中、心臓病その他の循環器病は、我が国の 主要な死亡原因となっている。
- ◆ 本県においても、令和4年は心疾患が死亡原因
- の第2位、脳血管疾患は第4位となっている。
- ◆ 県民の生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患で あり、総合的かつ計画的な対策を推進する必要 がある。
- 2 計画の位置づけ
- ◆ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病
- その他の循環器病に係る対策に関する基本法 (以下「基本法」という。) 第11条第1項に基 づく都道府県計画として策定
- 3 計画の期間

◆ 令和6年度~令和11年度(6年間)

筆2音 室崎県における循環器病の状況

_	17 — —	T WONE	1017	O 141-7K HI 773-9	ŀ
1	健康害	会の状況	(D1	年)	

1	健康寿命の状況	(R1年)		
	区公	宮川	奇県	

健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	73.30 年 (全国9位)	76.71 年 (全国3位)	72.68 年	75.38 年
平均寿命 (健康寿命と不健康な期間の合計)	81.25 年	87.62 年	81.41 年	87.45 年
不健康な期間 (日常生活に制限のある期間の平均)	7.95 年	10.91 年	8.73 年	12.06 年

2 年龄调整死亡家 (人口10下計)

2 平即制金光し平(八口10万列)							
		心疾患			脳血管疾患		
		宮崎県			宮崎県		
		死亡率	全国順位 (ワースト)	全国	死亡率	全国順位 (ワースト)	全国
	平成2年	447. 2	19	446. 4	323. 1	20	311.0
	746	299. 3	26	308. 4	344. 0	16	327.4
	12年	254. 4	25	258.3	237. 3	22	236. 1
男性	17年	234. 2	36	249. 2	196. 7	21	194. 3
	22年	231. 9	20	228. 9	162. 1	17	153.7
	27年	222. 2	10	203.6	128. 0	14	116.0
	令和2年	202. 7	13	190. 1	105. 2	11	93.8
	平成2年	304. 8	35	325.5	218. 3	39	241.3
	7年	194. 4	33	206. 9	215, 6	33	230. 5
	12年	164. 3	34	174.7	162. 6	20	161.4
女性	17年	155. 5	32	161.8	124. 6	23	125. 3
	22年	146. 5	27	147. 4	94. 4	20	93, 3
	27年	136. 6	15	127. 4	85. 4	9	72.6
ı	Au Koo Att	110.0		100.0	C1 4	1.4	EC. 4



第3章 基本方針と全体目標

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 循環器病の研究推進への協力
- 「健康寿命の延伸」 「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

第4章 個別施策

基本方針

全体目標

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- ◆ 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた 生活習慣(栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙、 歯と口の健康等)の改善を通じた生活習慣病予防
 - の推進 ◆ SNSの活用、マスメディアとの連携等、多様な
 - 手段を用いた循環器病の予防、再発予防・重症化予 防、発症早期の適切な対応、後遺症に関する普及啓 発の実施
- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供 体制の充実
- (1) 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
- ◆特定健康診査の実施率向上による生活習慣病の危険 因子の早期発見、特定保健指導の実施率向上による 生活習慣の改善、リスクの低減
- ◆ 特定健康診査や特定保健指導を効果的に実施する ための業務従事者の資質向上

(2) 医療提供体制の充実

女

- ① 救急搬送体制の整備
- ◆ 発症時の速やかな救急要請、救急医療機関の適正 受診に係る普及啓発
- ◆ 搬送先選定等に係る医療機関と搬送機関との協議 の推進、相互の連携強化
- ◆ 高度化する救急医療に対応できる医療従事者の養成
- ② 急性期から回復期・維持期までの切れ目ない 医療提供体制の確保
 - ア 脳卒中に関する医療提供体制
 - ◆ 脳卒中にかかる医療圏の見直し
 - ◆ 遠隔診療支援システムの拡大等への支援
 - ◆ 専門的知識・技術を有する医療従事者の確保
 - ◆ 多職種によるリハビリテーションを受けることが できる体制の整備

- イ 心血管疾患に関する医療提供体制
- ◆ ICTの活用等による診療ネットワーク構築
- ◆ 専門的知識・技術を有する医療従事者の確保
- ◆ リハビリテーション、緩和ケア提供体制等の整備 ウ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病
- への対策 ◆ 小児期から成人期までの切れ目ない医療を提供
- するための移行期医療支援体制の構築
- エ 感染症拡大や災害時等の有事を踏まえた
- ◆ 感染症拡大や災害時における感染症患者や被災者 等と循環器病患者等との医療の両立
- (3) 多職種連携による循環器病患者支援
- ① 医療・介護の連携推進
- 士等を含む多職種による連携の推進 ◆ 地域における在宅医療・介護連携体制の構築の

◆ 心不全療養指導士や心臓リハビリテーション指導

- ◆ 入院と在宅生活の支援がスムーズに移行できる 体制整備
- ② 後遺症を有する者に対する支援
- ◆ 後遺症の適切な診断及び治療、必要な福祉サー ビス等が受けられる環境の整備
- ◆ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援
- ③ 循環器病に対する適切な情報提供・相談支援
- ◆ 医療機関・地域包括支援センター等との連携に よる適切な相談支援の充実
- ◆ 循環器病に係る県民向けの分かりやすい情報提供
- 3 循環器病の研究推進への協力
- ◆ 国や医療・研究機関等で行われる研究・取組への 協力

第5章 循環器病対策を総合的かつ 計画的に推進するために 必要な事項

- 1 関係者等の連携・役割分担
- ◆ 循環器病対策を総合的に展開するには、国、 県をはじめ関係者等が適切な役割分担のもと、

進めることが重要

- 2他の疾患等に係る対策との連携
- ◆ 循環器病は合併症・併発症も多く、病態は多岐
- にわたるため、他の疾患等における関連施策等 と連携

相互の連携を図りつつ、一体となって取組を

- 3 循環器病対策の進捗状況の把握・評価
- ◆ 定期的な進捗状況を把握し、3年を目途に中 間評価を実施
- ◆ 宮崎県循環器病対策推進協議会における対策 の推進に必要な事項の協議による計画の着実 な推進
- 4 計画の見直し
- ◆ 基本法は、計画は少なくとも6年ごとに検討 を加え、必要な見直しに努めるよう規定
- ◆ 国の循環器病対策推進基本計画や県の他の計 画との調和を図りつつ、適宜見直しを実施
- 5 主な指標
- ◆ 循環器病の予防 (発症予防・重症化予防)
- ◆ 循環器病による死亡率の減少
- ◆ 健康寿命の延伸

健康寿命

	主な指標	主な指標 現状 目標		全国値	
	特定健診実施率	51.5%	70.0%	56.5%	
	脳血管疾患の年齢調整死亡率	男性 105.2	男性 全国平均以下	男性 93.8	
	脳皿自伏芯の牛副卵並光し半	女性 61.4	女性 全国平均以下	女性 56.4	
	心疾患の年齢調整死亡率	男性 202.7	男性 全国平均以下	男性 190.1	
	小沃志の午即両正光に平	女性 119.8	女性 全国平均以下	女性 109.2	
	₩r.+ A	男性 73.30	男性 延伸	男性 72.68	

女性 76.71

女性 延伸

女性 75.38